

指名・報酬委員会等の設置に関するお知らせ

当社は、2020年1月28日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」及び「取引モニタリング委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の背景及び目的

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、社外役員4名で構成する「ガバナンス検討委員会」を設置することを決議し、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスの仕組みや留意すべき事項について検討し、検討結果を取締役に報告・提案することを委嘱しました。その後ガバナンス検討委員会は、慎重に検討を重ね、検討結果を取締役に報告いたしました。その報告を踏まえ、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に、以下の二つの委員会を設置いたします。

まず、当社の取締役及び監査役の指名及び取締役の報酬についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めるため、「指名・報酬委員会」を設置いたします。

また、当社と関連当事者との一定の重要な取引についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高め、当社及び株主共同の利益を害することがないように、「取引モニタリング委員会」を設置いたします。

2. 委員会の役割

① 指名・報酬委員会

取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する以下の事項について審議し、取締役会に答申します。

- (1) 代表取締役の選定・解職と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (2) 株主総会に付議する取締役・監査役の選任及び解任議案
- (3) 社長（最高経営責任者）の後継者計画
- (4) 取締役の報酬等の決定方針
- (5) 取締役が受ける個人別の報酬等の内容
- (6) その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

② 取引モニタリング委員会

取締役会からの諮問に応じ、関連当事者との一定の重要な取引について審議し、取締役会に答申します。

3. 委員会の構成

① 指名・報酬委員会

委員 3 名以上で構成します。過半数を独立社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。また、独立社外監査役がオブザーバーとして委員会に出席します。

② 取引モニタリング委員会

委員 3 名以上とし、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成します。

4. 委員会の設置日

両委員会ともに 2020 年 1 月 28 日

以上